

仕様書

- 1 本仕様書は、令和8年度 大原浄水場天日乾燥床汚泥場外処分業務（単価契約）に適用する。
- 2 受託者は、大原浄水場天日乾燥床等から排出される浄水汚泥を受け入れて中間処分した後、全量をリサイクル材とすること。
なお、リサイクル材とは、浄水汚泥を再資源化し利用する製品（資材・材料）をいう。
- 3 廃棄物の処分に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」並びに関係法令を遵守すること。
- 4 処分の時期は、委託者の指示に従うものとする。
- 5 処分予定量は1,000 m³を予定しているが、その数量は確約するものではなく増減する。
- 6 受け入れる汚泥量は、汚泥の収集運搬業者（別途契約）が実施する汚泥空隙測定の結果を使用し確定すること。
- 7 受入れる汚泥の数量は、体積（m³）で管理すること。
- 8 汚泥の受け入れにあたり、汚泥の収集運搬業者（別途契約）と搬入時間帯や車両待機などについて調整を行うこと。
- 9 本業務について、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストシステムを使用すること。
- 10 電子マニフェストシステムについては、履行期間内に最終的な処分終了報告を登録すること。
- 11 電子マニフェストシステムへの登録においては、再資源化等の情報を登録すること。
- 12 適正処分に必要な情報の提供
 - （1）産業廃棄物の発生工程
河川水から水道水を生成する際に生じた浄水汚泥
 - （2）産業廃棄物の性状及び荷姿
性状：含水率 60%程度の汚泥 荷姿：バラ
ただし、汚泥の状態により含水率は変化する
 - （3）腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
無し
 - （4）混合等により生ずる支障
無し
 - （5）日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

無し

- (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

無し

- (7) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

無し

- (8) その他取扱いの注意事項

無し

13 提出書類

- (1) 着手前

ア 業務予定表

イ 業務責任者届

- (2) 完了後

ア 業務完了報告書

イ 処分一覧表

※搬出場所（天日乾燥床）毎に作成し、受入日、受入量（ m^3 ）、総受入量（ m^3 ）がわかること

ウ 業務状況写真

14 その他

本仕様書に定めがない事項は、委託者と協議し決定するものとする。

天日乾燥床 搬出予定場所

